

北上市介護予防通所介護サービス運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人和江会が開設するわがの里デイサービスセンター（以下「事業者」という。）が行う北上市介護予防・日常生活支援総合事業に基づく北上市介護予防通所介護サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員等（以下、「職員」という）が、要支援状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な介護予防通所介護を提供することを目的とします。

第2条（運営の方針）

事業者は、介護保険法の主旨に従って利用者の意思及び人格を尊重し、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を向い、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3 前2項のほか、「北上市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営基準等要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。

第3条（事業所の名称及び所在地等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

名 称	わがの里デイサービスセンター
所在地	岩手県北上市下江釣子10地割74番地3

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

第4条（職員の職種・員数及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

(1) 管理者 1名（兼務）

事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

(2) 看護職員 1名以上（機能訓練指導員と兼務）

検温、血圧測定等を行うほか、利用者の居宅サービス計画及び介護予防通所介護計画に基づく看護を行います。

(3) 介護職員 4名以上

利用者の居宅サービス計画及び介護予防通所介護計画に基づく介護を行います。

(4) 機能訓練指導員 1名以上（看護職員と兼務）

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

(5) 生活相談員 1名以上

利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。

(6) 管理栄養士 1名（兼務）

利用者の栄養及び嗜好を考慮し、適切な時間に提供するように努めます。

(7) 調理員 1名以上

- 利用者に提供する食事の調理
- (8) 事務職員 1名以上（兼務）
必要な事務を行います。

第3章 営業日及び営業時間と定員

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとします。（国民の休日含む。）
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとします。
ただし、利用者から希望があり、それに対応可能な場合はこの限りではありません。

第6条（利用者の定員）

事業所の利用定員数は、1日30人とします。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

第4章 設備及び備品等

第7条（食堂）

事業者は、利用者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が利用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えています。

第8条（機能訓練室）

事業者は、利用者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

第9条（相談室）

事業者は、利用者に対する事業に供するための相談室を設けます。

第10条（その他の設備）

事業者は、その他に静養室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品を備えます。

第5章 同意と契約

第11条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

第12条（受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認することができます。

第6章 サービスの提供

第13条（事業の内容）

事業の内容は、次の通りとします。

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 食事の提供 | (2) 入浴サービス |
| (3) 運動器機能向上訓練 | (4) 口腔機能向上 |
| (5) アクティビティ | (6) 送 迎 |

第14条（サービスの取り扱い方針）

事業者は、可能なかぎりその居宅において、要支援状態の維持、もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

- 2 サービスを提供するに当っては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当って、その介護予防通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
- 4 事業者は、サービスを提供するに当っては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 5 事業者は、サービスを提供するに当って、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、介護予防通所介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

第15条（通常の事業実施地域）

通常の事業実施地域は、北上市とします。

第16条（利用料及びその他の費用）

事業の利用料は、北上市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める第1号事業支給費を元に計算した額とし、事業者が法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護サービスを提供した際には、介護保険法に定める利用者負担割合による額を利用料とします。

- 2 事業者は、前項のほか、次に掲げる費用を重要事項説明書に記載の料金により徴収します。
 - (1) 通常の事業の実施地域以外の地域に居宅する利用者に対し行う送迎に要する費用
通常の事業実施地域を越えた地点から 1 k m
 - (2) 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額） 1 回
 - (3) おむつ代 紙パンツ(L) 1 枚 紙パンツ(M) 1 枚 尿取りパット 1 枚
 - (4) その他、事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの
- 3 サービスの提供に当って、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

第17条（利用料の変更等）

事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、

当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第7章 留意事項

第18条（食事）

事業利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所が提供する食事を摂取して頂きます。

第19条（喫煙）

喫煙は、事業所内の所定の場所に限りです。なお所定の場所以外は禁煙にご協力頂きます。

第20条（飲酒）

事業利用中の飲酒は厳禁です。

第21条（衛生保持）

利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。

第22条（禁止行為）

利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第23条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第8章 職員の服務規程と質の確保

第24条（職員の服務規程）

職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令くに従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

- (1) 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第25条（衛生管理）

事業者は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、職員に対し研修を行います。

- 2 職員は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的で開催するとともに、指針を整備し、定期的に訓練（シュミレーション）

を交えた研修を行い(年2回以上)介護職員その他の職員に周知徹底を図ることとします。

第26条（職員の質の確保）

事業者は、職員の資質向上を図るため、その研修の機会を確保します。

- 2 介護に携わる職員の中で、医療・福祉関係の資格を持たない者には国で定めた期間内に認知症介護基礎研修を受講させます。

第27条（個人情報の保護）

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業者は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、誓約書をもって遵守させます。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規定を公表します。

第9章 緊急特等における対応方法

第28条（緊急時の対応）

職員は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第29条（事故発生時の対応）

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

第30条（非常災害対策）

事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び職員に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。
- 3 訓練に当たっては、地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携を図ります。

第10章 その他

第31条（地域との連携）

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第32条（勤務体制等）

- 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の体制を定めます。
- 2 利用者に対するサービスの提供は、職員が行います。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。
 - 3 職員の資質向上のための研修の機会を設けます。

第33条（記録の整備）

- 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。
- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとします。

第34条（苦情処理）

- 事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
 - 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、岩手県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、岩手県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第35条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第36条（協力医療機関等）

- 事業者は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めています。
- 2 事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めています。

第37条（虐待防止に向けた体制等）

- 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとします。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者としてします。
- (1) 事業者は、虐待防止検討委員会を設けます。その責任者は管理者としてします。
 - (2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談、報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行います。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うことができます。
 - (3) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

第38条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との

協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、平成19年11月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行し、この規程による改正後の指定通所介護事業運営規程及び北上市介護予防通所介護サービス運営規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。